

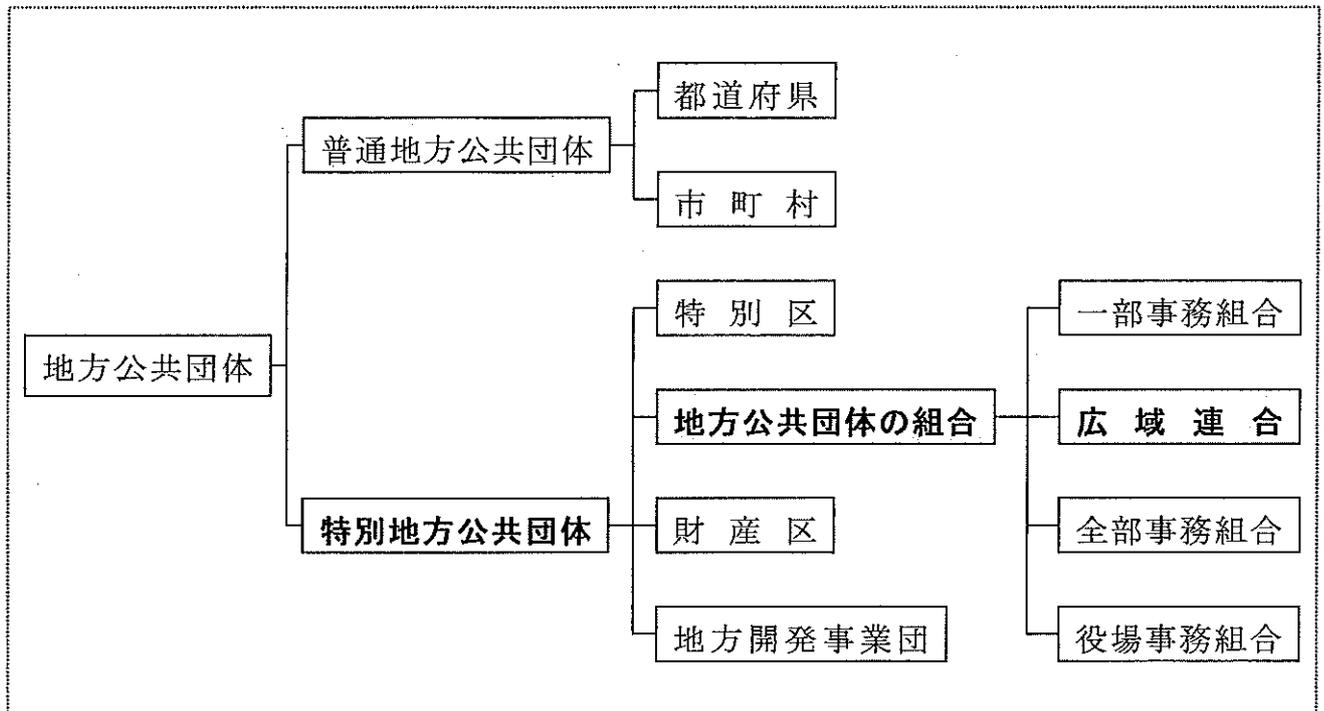
秋田県後期高齢者医療広域連合の概要

○ 広域連合とは

特別地方公共団体です。

広域連合は、都道府県、市町村、特別区で設置することができます。

一部事務組合と同じく広域的に処理することが適当と認められる事務を共同処理するために設置されます。



○ 秋田県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村

秋田県内のすべての市町村です。

13市、12町村の全25市町村で組織しております。

○ 秋田県後期高齢者医療広域連合が行う事務

平成20年4月からの「後期高齢者医療制度」の運営を行います。

平成20年4月から、現在の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。

○ 秋田県後期高齢者医療広域連合の設立について

健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことにより、平成20年4月から、現在の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。

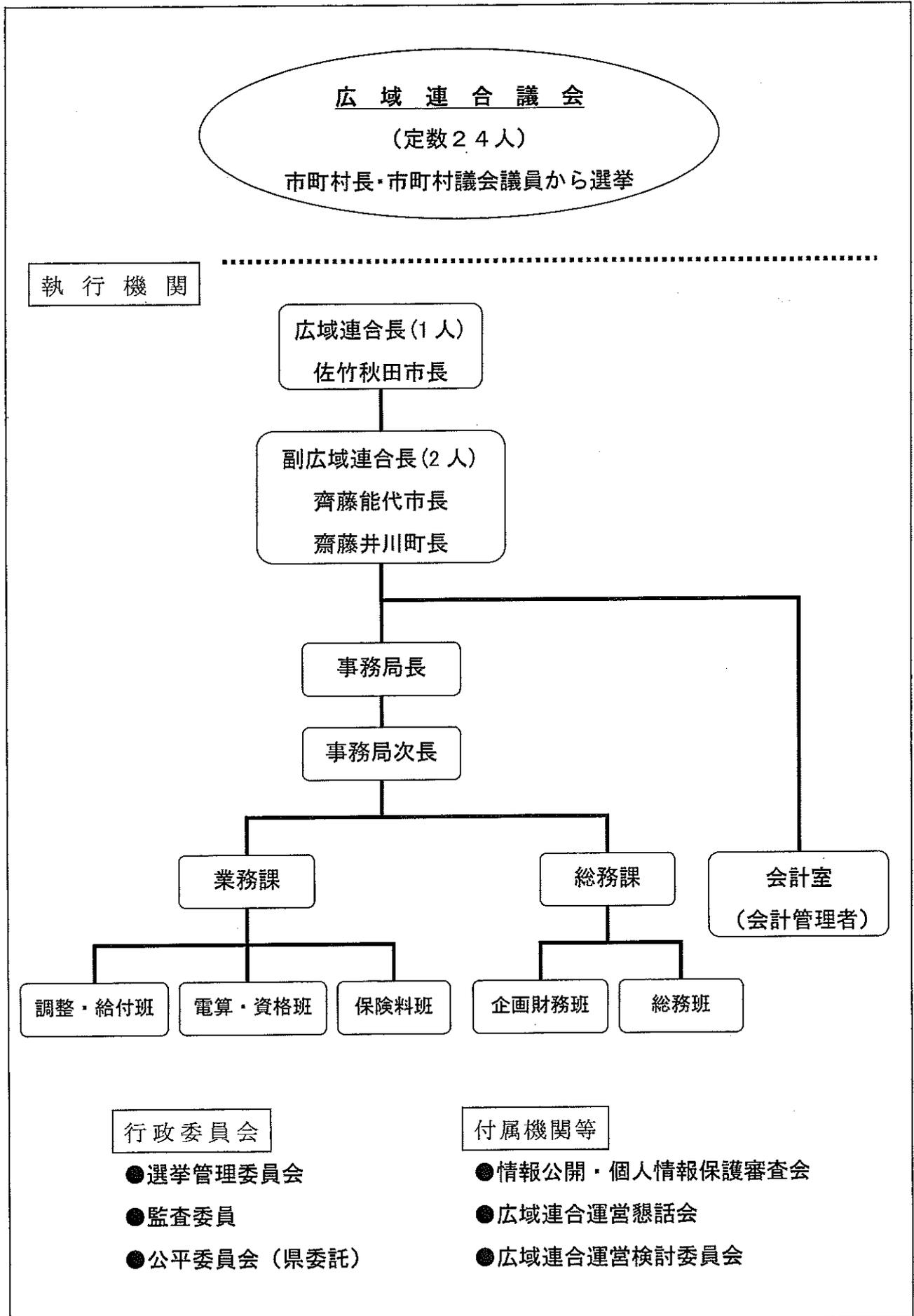
これに伴い、75歳以上の高齢者等は、これまでの国民健康保険や被用者保険から高齢者の独立した医療制度「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。

この「後期高齢者医療制度」の運営主体として都道府県ごとに、すべての市町村が加入する広域連合の設立が法律により定められています。

秋田県では、県内全25市町村の協議により広域連合規約を定め、県の許可を受けて平成19年2月1日に「秋田県後期高齢者医療広域連合」を設立しており平成20年4月からの「後期高齢者医療制度」の運営を行います。

年 月 日	経 過
平成18年	
5月12日	広域連合設立準備委員会設置検討会を設置 委員構成：市町老人医療担当課長、県職員、国保連職員
8月28日	第1回広域連合設立準備委員会を設置 委員構成：市長会、町村会正副会長5人、県健康福祉部長
9月1日	広域連合設立準備委員会事務局を設置 秋田県市町村会館1階 職員数8名（県1名・市町7名）
10月30日	第2回広域連合設立準備委員会 広域連合規約(案)及び平成18年度委員会補正予算の決定
12月	各市町村議会において、広域連合設置の議決 (12月22日をもって全25市町村で可決)
平成19年	
1月10日	全25市町村長から知事に対し、広域連合設置許可申請
1月16日	知事の設置許可、知事から総務大臣への報告
1月23日	設置許可の県告示
1月29日	第3回広域連合設立準備委員会 委員会解散及び平成18年度委員会決算の承認
2月1日	秋田県後期高齢者医療広域連合設立 広域連合長選挙
3月20日	広域連合議会議員当選人の決定
3月27日	平成19年3月広域連合議会臨時会
4月1日	副広域連合長・監査委員・選挙管理委員の就任 事務局職員20名（県1名・市町19名）

○ 秋田県後期高齢者医療広域連合の体制



○ 秋田県後期高齢者医療広域連合の事務局

事務局職員は、すべて秋田県及び市町村からの派遣職員であります。

今年度は、県から1人、全市から各1人（秋田市2人）、5町から各1人の合計20人となっております。

現在、事務局では平成20年4月からの「後期高齢者医療制度」に向け、準備業務を進めております。

所在地 秋田県市町村会館 1階 秋田市山王四丁目2番3号

○ 秋田県後期高齢者医療広域連合の事務経費

広域連合の事務経費（医療給付以外の事務的経費）は、各市町村が負担割合に応じて負担します。

均等割（一律） 10%

高齢者人口割（75歳以上人口） 40%

人口割（住民基本台帳人口） 50%

※ 人口には、外国人も含まれます。

○ 広域連合と一部事務組合の違い

ゴミ処理や消防などを中心に同一の事務を持ち寄って共同処理するため設けられるのが市町村の「組合」であり、その代表的なものが一部事務組合であります。

広域連合も「組合」の一形態であります。一部事務組合と比較して、次のような特色があり、一定の自主的・自立的な行政運営を行うことができます。

- 1 国や県から直接、広域連合に関連する事務や権限の移譲を受けることができます。
さらに、広域連合に密接に関連する事務や権限の移譲を要請することもできます。
- 2 広域連合の目標等を明確にしながらか事務処理するため広域計画を作成し、実施に向けて構成市町村に対し勧告することもできます。
また、広域連合規約を変更するよう構成市町村に対し要請することもできます。
- 3 住民の意思を反映させるため、広域連合長及び議会議員は、直接又は間接の選挙により選出されることとなっており、いわゆる「充て職」は認められていません。
- 4 住民は広域連合に対し直接請求を行うことができます。

○ 広域連合のメリット

広域連合が事務を行うことで次のようなメリットが考えられます。

- 1 広域化により運営及び財政基盤を安定化することができる。
- 2 広域化により地域差のない行政運営を行うことができる。
- 3 事務を一元化することで効率的な事務処理を行うことができる。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年秋田県指令市町村第1990号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、秋田県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、秋田県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、秋田市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、24人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市長 6人
- (2) 町村長 6人
- (3) 市議会議員 6人
- (4) 町村議会議員 6人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長をもって組織する団体又は関係市の長の総数の4分の1以上の者
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての町村長をもって組織する団体又は関係町村の長の総数の4分の1以上の者
- (3) 前条第2項第3号に掲げる者 すべての市議会の議長をもって組織する団体又は関係市の議員の定数の総数の20分の1以上の者
- (4) 前条第2項第4号に掲げる者 すべての町村議会の議長をもって組織する団体又は関係町村の議員の定数の総数の20分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者の中から、各市町村議会において選挙するものとする。

3 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例による。

4 広域連合議員の当選人は、市町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙

しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

- 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 広域連合設立後に行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、秋田県市町村会館内にて行うものとする。
- 4 平成19年3月31日までの間においては、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。
- 5 平成19年3月までの間に要する経費に係る負担金の額の算出においては、別表第2中「均等割10%」とあるのは「均等割5%」と、「高齢者人口割40%」とあるのは「高齢者人口割45%」とし、同表備考1中「前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口」とあるのは、「平成17年10月1日現在の推計人口に基づく満75歳以上の人口」と、同表備考2中「前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口」とあるのは、「平成17年10月1日現在の推計人口」とする。

別表第1（第4条関係）

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

○共通経費

	負担割合
均等割	10%
高齢者人口割	40%
人口割	50%

○医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

○保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

- 1 高齢者人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。